

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 5 2 万円
(前年度 2 件 2 3 6 万円)

1 基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐え得る操業体制を確立するための漁業用機器(以下「機器」)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に対して、導入する機器等の本体価格の1/2以内の金額を助成することとされている。そして、導入する機器等の本体価格は、代替される既設の機器(以下「被代替機器」)等の下取価額を控除し、消費税相当額を除いたものとされている。また、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2 検査の結果

事業主体Aは、平成28年度に、機器等導入事業として、被代替機器と比較して生産性の向上に資する漁船の機器(いか釣り機)の導入を事業費1274万円で実施したとして、助成対象経費を機器の本体価格1180万円とする実績報告書等を機構に提出し、助成金590万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記機器の購入代金の支払状況等を確認したところ、Aは、販売業者から被代替機器に係る下取価額305万円の支払を受けていたにもかかわらず、当該下取価額を控除しないまま上記機器の本体価格を実績報告書に計上していた。このため、実際に要した費用は実績報告書に計上された本体価格よりも低額となっていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると874万円となり、これに対する適正な助成金の額は437万円となることから、前記の助成金590万円との差額152万円が過大に交付されており、取り崩された基金152万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
水産庁	特定非営利活動 法人水産業・漁 村活性化推進機 構	A (事業主体)	競争力強化 型機器等導 入緊急対策	平成 28	円 1274万 (1180万)	円 590万	円 305万 (305万)	円 152万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。